

Title	室町時代比丘尼御所入室と室町殿免許について：伏見宮家姫宮と入室尼寺をめぐって
Sub Title	The religious life of Bhikkuni Gosho (比丘尼御所) and the authorization right of the Muromachi Shogun : a case study of princesses of Fushimino miya (伏見宮) household
Author	加藤岡, 知恵子(Katooka, Chieko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2005
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.73, No.4 (2005. 4) ,p.49(371)- 74(396)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20050400-0049">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20050400-0049</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 室町時代比丘尼御所入室と室町殿免許について ——伏見宮家姫宮と入室尼寺をめぐつて——

加藤岡 知恵子

はじめに

『看聞御記』記載年間中、伏見宮家姫宮には、人生に

嫁の選択肢はなく、永享二年（一四三〇）八月十日夜

前三歳で夭亡した後崇光院（貞成親王）六宮を除き、全

員が比丘尼御所と称された尼寺に入室している。当代、

皇女・王女・室町殿女子等が、将来方丈となることを約

束されて入室する寺院であった比丘尼御所については、

荒川玲子<sup>(1)</sup>氏、湯之上隆<sup>(2)</sup>氏、中井真孝<sup>(3)</sup>氏、大石雅章<sup>(4)</sup>氏等の

先行研究があるが、各研究は、比丘尼御所の系譜、比丘

尼御所と室町殿との関係を主体としており、比丘尼御所

への武家側の政策を示す規式の有無・入室後の実態につ

いては検討されていない。

そこで、本稿では、後崇光院が録した宮家姫宮八人に

ついての入室経緯と入室後の内容を追うことによつて、足利義持・義教政権下における比丘尼御所の実態を考察したい。

## 一、入室年齢

伏見宮家二代目当主葆光院（治仁王）・三代目当主後崇光院姫宮の入室年齢・得度年月日については、細部に不明な点もあるが『看聞御記』によつてその大体を知り得る。ここに読みとれる内容を表示したものが表Ⅰである。

各姫宮は、喝食→沙彌→比丘尼の経過をたどり方丈となるが、表Ⅰに見る入室年齢は五歳～十七歳と様々であり、本来の入室適齢が那辺にあるのか判断しがたい。適齢を推察するため後崇光院三宮と葆光院三宮入室以前の

表 I 伏見宮家姫宮比丘尼御所入室・得度年齢表

寺院名	入室者	法名	誕 生		母	入 室		入室年齢	得 度		得度年齢
			年	月 / 日		年	月 / 日		年	月 / 日	
鳴滝殿	葆光院一宮	智觀	応永 19		今上蘿 改 上蘿	応永 25	12/26	7	応永 29	6/17	11
岡殿	葆光院二宮 目古、	真榮	応永 21		今上蘿 改 上蘿	応永 31	8/30	11	応永 31	11/19	11
智恩寺 (坂本智恩寺)	葆光院三宮 はい御所	智久	応永 24	2/17	今上蘿 改 上蘿	永享 5	2/29	17	永享 5	2/25	17
入江殿	後崇光院一宮 あ五々御所	性恵	応永 23	11/19	二條局 改 南御方	応永 31	4/19	9	(応永 33～正長 2)		(11～13)
天王寺妙巖院	後崇光院三宮		応永 28	9/5	二條局 改 南御方	(応永 33 カ)		(6歳カ)	永享 5	8/9	13
真乗寺	後崇光院四宮 かゝ御所	理延	応永 30	12/14	二條局 改 南御方	永享 6	4/20	12	永享 7	8/27	13
岡殿	後崇光院七宮 ちよちよ御所		永享 2	11/15	二條局 改 南御方	永享 6	11/27	5	(嘉吉 2)		(11)
曇華院	後崇光院八宮		永享 6	10/4	二條局 改 南御方	(嘉吉元 8/ カ)		(8歳カ)			

(注) 1. 後崇光院一宮入江殿性恵・後崇光院七宮岡殿の得度年は、御喝食の呼称から御沙彌に記載が変化した年から推定した。

2. 後崇光院三宮天王寺妙巖院の得度年月日は、永享五年八月二十二日条に「自天王寺有音信、御喝食今月九日時正結願遂出家十三歳」と見えることによる。

一連の記事<sup>(5)</sup>を掲げる。

(A—1) 応永三十年(一四二三)九月二十七日条

天王寺妙嚴院有書状、姫宮入室事、先立葆光院宮約束申了、而兎角延引之處、彼ハ不可入申云々、愚息可入申之由被申、仍息女三歳雖為幼稚、契約不可有子細之由領状申了

(A—2) 応永三十年十月十一日条

天王寺妙嚴院有書状、姫宮事三歳餘以幼稚之間、五歳之時必可入申云々、(中略)明後年入室不可有子細之由約諾申了

(A—3) 応永三十一年(一四二四)十二月二十五日条

天王寺妙嚴院より姫宮御事、明春一月ニ可入申之由奉之、(中略)宮御方事、兼約之間不可有子細之由申、但明年雖為五歳未幼少之間、入室可為如何様哉

(B—1) 永享四年(一四三二)八月二十一日条  
はい御所葆光院姫宮御母上萬已有御成人十六歳未無御有付之間、御喝食ニ可被成申之由入江殿計奉

(B—2) 永享四年八月二十七日条

抑はい御所鳴滝殿岡殿御妹御褐食ニ奉成、宝嚴院方丈御髪を夾、先珍重也、軀御有付念願也

室町時代比丘尼御所入室と室町殿免許について

史料 (A—1)・(A—2)・(A—3) は、いずれも応永二十八年九月五日に誕生し三歳となつた後崇光院三宮へ、天王寺妙嚴院からの入室要請を受けての記事である。  
(A—1)・(A—2) からは、後崇光院と寺院側で、姫宮は五歳となる応永三十二年(一四二五)に入室すると約諾をしたことがわかり、(A—3)では、後崇光院が五歳は時期尚早かとの思い<sup>(6)</sup>があることを記し、事実三宮の入室は応永三十一年の記事中には見受けられない。

史料 (B—1)・(B—2) からは、応永二十四年(一四一七)二月十七日に誕生した葆光院三宮はい御所が、当代成人と解釈された十六歳になつても入室先が未定であつた為、何にせよ喝食にしてしまつたことがわかる。

上記史料について見る限り適齢は五歳、十五歳となる。ここで入室基準年齢を推定する方法として、喝食から得度し沙彌となる年齢に目を向けたい。得度年齢が確認あらるいは推定可能な姫宮は七名である。葆光院三宮の十七歳を例外にすると十一歳～十三歳の間となる。表Iからは、幼少で入室しても喝食の期間が長期になるだけである事が判明する。<sup>(7)</sup>

以上の検討から、伏見宮家にとつての望ましい姫宮入室年齢は、①上限は十二歳前後の得度年齢であり、②下

限は宮家側が恩給負担をして、介錯・御乳人等の女房を伴う必要が無くなる乳幼児期を過ぎた頃であると判断出来よう。

## 二、入室尼寺

大石雅章氏は、室町期、出自が貴種である女性の生き方として比丘尼御所への入室という現象を「考えられる要因として、このような高貴な女性の受け入れ場所であつた宫廷、つまり王家が政治的にも、経済的にも衰退したことが挙げられるのではないだろうか」との見解を示されておられる。

伏見宮家姫宮達が誕生した時代、内裏への入内は既になく、宮家にあつても生育後の姫宮達に独立した居所を用意し得るに足る経済的資力はなかつた。

姫宮の身の処し方であつた比丘尼御所入室がどのような経緯で成立したかについて、①入室尼寺の決定と室町殿の関与、②入室支度を中心検討したい。

### 1 足利義持期の入室

足利将軍家家督を示す室町殿が足利義持の時代、宮家姫宮には四人の入室者があつたと解釈できるが、天王寺

妙巖院へ入室した後崇光院三宮については、入室年の記事を欠くため検討対象から除外する。

よつて、姫宮三人の関連記事を左に掲げる。

(C-1) 応永二十五年(一四一八)十二月十八日条

仁和寺鳴滝殿へ姫宮葆光院宮御入室契約申、年内日次在弘ニ相尋、来廿六日吉日之由申、仍治定之間、其由今日鳴滝殿へ令申

(C-2) 応永二十五年十二月二十六日条

姫宮七歳葆光院一宮十地院殿号鳴滝萩原殿宮有御入室、堅固内々儀也、香雲庵御共同輿、侍臣不參、毎事密儀也、御有着(付)無為珍重也、陽明局毎事申沙汰也

(D-1) 応永三十一年(一四二四)八月十六日条

岡殿尼衆周瑞房參、姫宮葆光院第二宮岡殿御入室事、自去春比雖被申定、于今延引、急可入申之由奉之、(中略)日次事在方卿相尋、今月十七日、廿九日吉日之由申、廿九日治定了、此事室町殿為伺御意、御庵ニ申談(中略)於御意者不可有子細事也

(D-2) 応永三十一年八月十日条

姫宮十一歳鳴滝殿御妹、葆光院第二宮岡殿御入室、廊御方御共被參小点心分持參、御服以下每事雖比興御入室、無為尤為悦珍重也

(E-1) 応永三十年（一四二三）八月一十九日条

自入江殿姫宮予息御弟子事奉之、遮而自是令申之處、室町殿可伺御意云々、而被伺申之處、不可有子細可被入申云々

(E-2) 応永三十一年（一四二四）四月二日条

姫宮予第一宮九歳入江殿入室事、去年室町殿へ内々被伺申之處、不可有子細云々、仍今月中可有御入室之由入江殿奉之（中略）今月中治定之由入江殿へ申

(E-3) 応永三十一年四月十九日条

姫宮九歳入江殿方丈崇光院宮有入室、御共廊御方被參、同輿密儀之間不及行粧、御服等毎事左道也

以上の記事から次の点が明らかになる。

①の室町殿の入室関与であるが、鳴滝殿に入室した模光院一宮（史料C-1・C-2）については、寺家側の要請を受けて宮家が約諾し、次いで、暦道の賀茂在方に吉日を勘申させ、入室の日次を宮家が決定しており、室町殿の関与は全く見受けられない。

岡殿入室模光院二宮（史料D-1・D-2）と入江殿入室後模光院一宮（史料E-1・E-2・E-3）の場合

は、双方共寺家側の入室要請・宮家の約諾から入室決定に至るには、室町殿の承認伺いを必要としている。但し、

入室日次については、鳴滝殿入室同様、宮家側が暦道の賀茂在方に吉日を問い合わせて决定させている。

②の入室に際しての宮家側の支度であるが、寺家への挨拶として小点心料程度の礼物・姫宮の衣裳等にとどまり、宮家所領等の譲与は見受けられず、姫宮入室が寺家側への経済支援にはならなかつたことがわかる。

## 2 足利義教期の入室

室町殿が足利義教<sup>9</sup>となつた時代の宮家姫宮の尼寺入室者は三人である。本来は、嘉吉元年（一四四一）六月末日あるいは八月に入室が予定されていた後崇光院八宮を含め、入室者は四人になる筈であった。

しかし、足利義教は嘉吉元年六月二十四日赤松彥次郎教康屋形において弑逆<sup>10</sup>されたことから、八宮入室は義教期を外れる。

但し、八宮については、入室決定と室町殿（足利義教）の関わり方を知る上での記事が、日記中に見えることから検討対象に含めた。

従つて、姫宮四人の間連記事を左に掲げる。

(F-1) 永享五年（一四三三）二月十四日条

十六歳はい御所模光院第三姫宮坂本智恩寺へ自公方被入

申、仍先明日入江殿へ入申

(F-2) 永享五年二月二十五日条

智恩寺御喝食、今日於元應寺有得度、近日智恩寺可有入室云々、今朝室町殿へ御参、御出家之後又御参、沙汰也

(G-1) 永享六年(一四三四)三月四日条

賀々古御所入江殿へ入申、春日御共ニ参、御あかつ

き(有付)の事、公方へ被申、眞乘寺殿可有入室歟、未定也、先入江殿暫可被置申云々

(G-2) 永享六年三月二十六日条

かゝこ御所眞乘寺御入室事治定、可被尋日次之由、

今日室町殿被申、珍重也、御猶子事、直宮を人臣猶子ハ先例多、当帝御連枝臣下為猶子事無先例之由関白被申、仍不可有御猶子之儀云々

(G-3) 永享六年四月二十日条

かゝこ御所今朝於鹿苑院成御喝食、院主乾珍和尚弟子也、御喝食安名理延云々、御布施自公方御沙汰云々、白鹿苑院廳室町殿御参、其後内裏へ御参(中略)其後眞乘寺入室、春日御共参云々、御点心千疋進、自是進之、御服御具足等自室町殿被進云々

(H-1) 永享六年五月十九日条

岡殿有状、姫宮五歳、岡殿御弟子事公方被計申之由、自入江殿今朝被告申云々

(H-2) 永享六年十一月二十七日条

姫宮五歳岡殿入室公方被計申之間、御出立等此間経當也、御共東御方、今御乳人参、御乳人奉付、御寺ニ可候也(中略)御宮笥折紙五百疋進之、御有付無為珍重

(I-1) 嘉吉元年(一四四一)四月二十八日条

姫宮両所御有付事、被定申之由、上様内々御物語云々、珍重也(中略)内裏姫宮ハ安禪寺、是之宮ハ通玄寺曼華庵へ可被入申之由承(中略)日次事有重卿勘進自寺家被尋云々、來六月五日之由申

(I-2) 嘉吉元年六月二日条

早且室町殿実勝朝臣為御使參、姫宮達御有付事、今月末八月歟、ともかくも可為御意之由奉

右の史料から窺える①入室尼寺決定と室町殿の関与については、足利義持期で判明した入室次第の様相とはかなりの差異が見受けられるため、各姫宮毎に明らかにし、次いで要点を纏めることにする。

坂本智恩寺に入室した葆光院三宮(史料F-1・F-1)

2)については、入室尼寺選定は室町殿の計らいで決定しており、寺家側と宮家間で入室の約諾・日次決定等に関する、事前協議と合意の過程を記す記事は見受けられない。

又、入室は宮家御所からの出立ではなく、先ず入江殿へ入御しており、入御の翌日早速元應寺において得度を済ませ、智恩寺へは四日後に入室している。<sup>(11)</sup>なお、室町殿への入室御札を含め、事々の沙汰については入江殿が執り行っている。

眞乘寺に入室した後崇光院四宮（史料G-1・G-2・G-3）については、入室尼寺が未確定である中、室町殿の指図に従い一旦入江殿へ入御する。後崇光院は、四宮が宮家出立六日後に「眞乘寺御入室令治定」<sup>(12)</sup>の決定を入江殿の状で知ることになる。

入室日次については宮家の決定によるとしたが、後

崇光院は曆道の賀茂在方に勘申させた四月八日・二十日のいづれにするかについては寺家側・室町殿双方の意向を優先させ八日に治定している。<sup>(13)</sup>

しかし、永享六年四月二日条に「室町殿自明日七ヶ日清和院參籠之間、御入室可被見立申被延引之由被申云々」とみえ、室町殿が眞乘寺入室の儀を見立てる思惑

から、決定をみた日次は延引されることになる。

岡殿に入室した後崇光院七宮（史料H-1・H-2）は、眞乘寺に入室した四宮とは七歳違ひの妹であり、この姉に半年遅れて同一の年に五歳の年齢で入室した。

岡殿については、七宮入室の十年前に十六歳年上の従姉妹にあたる葆光院二宮が入室している。

入室尼寺選定・決定は、前述二人の姫宮同様室町殿の計らいである。史料（H-1）は、宮家が七宮入室尼寺を承知する過程が記されており興味深い。室町殿の決定は入江殿が申次をし、岡殿に伝達される。後崇光院は岡殿の状によつて姫宮の入室を知ることになる。

宮家側には、後崇光院三宮の折に天王寺妙嚴院への入室要請を約諾したもののが五歳の年齢を考慮し、入室を延期させた対応はない。御寺に祇候する御乳人を付けて入室させてている。

なお、永享六年十一月三十日条に「今日岡殿御喝食室町殿御参（中略）入江殿方丈、岡殿方丈同御参、御喝食へ御引物被進云々」とあることから、入室の三日後ではあるが室町殿へ伺い、入室御札をしていることがわかる。曇華院に入室が治定した後崇光院八宮（史料I-1・I-2）については、室町殿の計らいによつての「御有

付」であることに変化はないが、入室尼寺の決定を宮家は足利義教新御台である「上様<sup>14</sup>」から内々に聞く。入室日次は、寺家側が安倍有重に勘申させ六月五日に決定する。しかし、この年、宮家では後崇光院一宮である入江

殿方丈性恵が三月十四日から疱瘡を病み、五月二十八日二十六歳の年齢で円寂する。<sup>15</sup> 史料（I—2）は、この事情から室町殿が入室日次については変更させたことを、

宮家に伝えたものである。

宮家は、入室尼寺の選定・入室日次のいずれにあつても、寺家あるいは室町殿から同意の有無を確認されることはなく、事後承諾であつたと解釈できる。

以上を要約すると、①の室町殿の入室関与については、入室人事・入室日次の選定・決定は、室町殿の主導であること、足利義持期に入室御礼を行つたことを思わせる記事は記録に見当たらないが、足利義教期の入室者は室町殿へ御参し、御札をするのがしきたりになつてゐることが認められるので、比丘尼御所方丈附弟の任免は室町殿の裁量権に属したと推察される。

このことは、寺家側にとつては、次期方丈適任者の人選、及び方丈附弟を迎える入室要請時期決定権の消失を意味し、宮家側にとつては、入室尼寺の選定・決定を委

任することにより、各姫宮については家格相応の「御有付」先が確実に確保される一方、由緒を重視しての入室尼寺の選定・入室年齢時期の決定権は失うことになったといえよう。

次いで、②の入室に際しての支度であるが、足利義教猶子<sup>16</sup>に准じての入室であつた後崇光院四宮眞乗寺入室支度以外は詳細が記されておらず判然としない。

義教の助成を受けての入室儀式となつた眞乗寺「入院之儀」については四月二十一日条の記事に「昨日早旦鹿苑院御喝食ニ被成申（中略）御布施練貫五重、引合十状（帖）自公方被遣」「晚頭眞乗寺御入室、御輿（公方之御輿棟立輿力者是も公方御力者也）（中略）嵯峨中比丘尼鼓操見物、晴々敷儀云々」とあり、入室支度については「自公方御喝食御出立御服五縫物紅梅練貫染物等御小衣唐織物（中略）打乱筥ニ御けはひの具足被入被進云々、毎事被沙汰立申」とみえ、義教の執御沙汰に対しても「御芳恩之至難謝盡事也」と謝意を記している。

宮家側の負担については、宮家所領の譲与記載は足利義持期同様みえないが、寺家挨拶に「御点心千疋」（史料G—3）が記されている。この額は後崇光院七宮岡殿入室への挨拶「御宮笥折紙五百疋」（史料H—2）の倍

額であり、比丘尼御所入室にあつては入室尼寺の寺格に

よつて宮家の経済的負担が一様でなかつたことがわかる。

この時期、後崇光院姫宮三人の比丘尼御所入室については、後崇光院二宮である彦仁王が後小松院猶子となり、正長元年（一四二八）七月二十八日践祚、天皇（後花園天皇）になつたことから、宮家姫宮の入室である一方、

天皇連枝の入室の意味を持つことになる。

また、伏見宮家家政の暮らし向きについては、永享二年（一四三〇）十一月に室町院領山前庄が返還<sup>(18)</sup>され、永享五年（一四三三）十二月には年貢四万疋の熱田社領が宮家御領<sup>(19)</sup>になることから、家政経済は足利義持期より安定をみることになる。

宮家の威信もあつてか、出立・入室支度については、

義持期記載にみる「侍臣不参、每事密儀也」（史料C-1-2）、「御服以下每事雖比興御入室」（史料D-1-2）、「密儀之間不及行粧、御服等每事左道也」（史料E-1-3）等の記事は皆無である。

### 3 比丘尼御所と権門子女

伏見宮家姫宮が入室した比丘尼御所は、五山の制にならつて定めた禅林尼寺五山の系列と淨土宗系列の尼寺に

大別される。

表IIは、『看聞御記』記載を中心に足利義持・義教期における天皇家・伏見宮家・足利家等の女子が入室した尼寺について、寺院を主体として入室者を纏めたものである。

表IIからは、天皇家・足利家の子女についても伏見宮家同様入室寺院に宗派の偏重がないことがわかる。

後崇光院は、姫宮達の生涯の落ち着き先である比丘尼御所入室関連記事を録す時、しばしば「御有付」の表現を用いている。「有付」の用語は似つかわしい場所を得てそこに安定する意であり、この意から派生して適当な所へ嫁入させる、かたづける、職に就かせる場合においても用いられる。

権門子女側の比丘尼御所入室選定は、宗派によるものではなく、自家に似つかわしい寺格の寺院へ入室されることにあつたと考えられる。

又、方丈附弟者を入室させる比丘尼御所側にあつても、宗派を問わず、入室当事者の器量よりも、出自が寺格に似つかわしい貴種であることが重要であつたと判断できる。

表II 権門子女入室尼寺一覧表

番号	寺院名	本寺	入室者			
			室町殿・武家	天皇家	伏見宮家	宮家・公家
1	安禅寺	景愛寺	足利満詮女（『建』嘉吉元 5/7条）	後花園天皇姫宮 （『看』嘉吉元 4/28条）		
2	惠林寺	真乗寺				護正院宮（『看』永享10 3/18条）
3	景愛寺		足利義滿女（『建』永享11 2/24条） 足利満詮女（『建』嘉吉元 4/13条）	後光厳宮秀仁（注3） 崇光院宮瑞室（『看』応永25 10/26 条・永享7 2/11条）	後崇光院四宮理 延	
4	見性院（建聖院）	景愛寺				万里小路嗣房女徹堂惠通（『看』応永 25 3/20条）
5	護念寺		細河満元女（『満』永享2 6/9条）			
6	光照院		足利義滿女尊久（『看』応永28 3/16 条） 足利義教女（『看』永享4 8/1条）			
7	岡殿				葆光院二宮眞榮 後崇光院七宮	徳大寺女（『看』永享8 10/3条） 庭田重有女宗珍房（『看』永享4 9/10条） 世尊寺行豊女（『看』永享8 2/6条）
8	慈雲院	景愛寺				菊弟公行女（『看』応永23 11/2条・ 永享9 12/3 檜林寺転住）
9	真乗寺	景愛寺	足利満詮女（『建』嘉吉元 4/13条）	崇光院宮瑞室（『看』応永24 閏5/ 5条・永享7 2/11条）	後崇光院四宮理 延	庭田重有女あかこ（『看』永享6 4/20条・5/4条）
10	大慈院 南御所		足利義滿女聖久（『建』正長2 7/1 条） 足利義滿女聖紹（『師』享徳2 7/26 条） 足利義持女（『看』永享10 3/22条） 足利義教女（注4）			

11	大聖寺 大性院	景愛寺	足利義持女 (『看』応永31 4/19以前入江殿住)	後円融院宮 (『看』永享7 12/26条) 後小松院宮理永 (『兼』応永29 12/18条)		慈光寺師仲女理通 (『看』永享2 12/9条)
12	檀林寺					菊弟公行女 (『看』永享9 12/3以前慈雲院)
13	智恩寺 坂本			崇光院宮 (『看』応永31 5/19条)	葆光院三宮智久	
14	長照院	入江殿		光明院宮 (『看』応永29 2/6条) 崇光院宮 (『看』応永29 2/6条)		
15	天王寺妙嚴院	通玄寺			後崇光院三宮 (『蔭』寛正5 3/18条 同 年4月以降通玄 寺方丈)	
16	曼華院	通玄寺			後崇光院八宮	
17	入江殿		足利義滿女覚窓聖仙 (『満』応永22 3/1条) 足利義持女 (『看』応永31 4/19条 大聖寺転住) 足利義教女聖智 (『看』永享5 8/27条・永享8 8/15条)	崇光院宮 (『看』応永30 2/29条)	後崇光院一宮性惠	三條公豈女円修房 (『看』応永25 11/19条・応永31 9/26条) 三條公保妹東御寮 (『看』永享5 3/5条) 大炊御門冬宗女北殿 (『看』永享5 10/13条) 大炊御門冬宗女西雲庵 (『看』永享3 1/24条) 大炊御門冬宗女靈雲庵尊覺房 (『建』嘉吉元10/1条・10/17条)
18	平岡 (平岡善妙寺)					萩原殿 (直仁親王) 宮尊立 (『看』応永25 5/26条)
19	法華寺			光明院宮 (『看』応永23 12/11条)		
20	宝鏡寺 法鏡寺	景愛寺	足利義詮女 (『兼』応永29 4/27条) 足利義滿女 (『師』享徳3 6/24条) 足利義教女 (注5)			

21	鳴滝殿		報光院一宮智觀	萩原殿（直仁親王）宮（『看』応永 31 5/28条） 京極実光女覚雲（『看』永享4 3/6 条） 徳大寺実時女明覺御房（『看』応永 32 4/22条）
----	-----	--	---------	--

(注) 1 『看聞御記』に見える表Ⅱ掲載者は、大略寺院名・御所名のみで記載されており出自が判然としない場合が多い。念のため、本稿中詳細を記した伏見宮家姫宮以外は、入室者に( )を付し典拠・年・月/日を記した。

- 2 ( )内の典拠の項・〔蔭〕→『蔭涼軒日録』、〔看〕→『看聞御記』、〔建〕→『建内記』、〔兼〕→『兼宣卿記』、〔師〕→『師郷記』、〔満〕→『満清准后日記』

3 3番 景愛寺に見える後光嚴院宮秀仁は『建内記』嘉吉元年 7/17条「宝慈院後光嚴院宮御比丘尼 景愛寺前住秀仁」による。

4 10番 大慈院に入室した足利義教女については『親元日記』寛正6年 3/1条に「南御所様有御事公方様御一腹 御連枝也 廿九才」と

みえ、『看聞御記』永享9年 9/24条「今朝北向御産姫君云々」の女性と考えられる。

5 20番 宝鏡寺に入室した足利義教女については、『師郷記』享徳3年 6/14条に「普広院殿御恩人 号小宰相殿去ニ日逝去 此御腹淨土寺新門主 宝鏡院御譜弟御比丘尼兩所令坐給」とみえ、『看聞御記』永享4年 6/9条「抑小宰相局夜前産 姫君誕生云々」の女性と考えられる。

6 住持職ではない比丘尼を含む。

### III、比丘尼五山次第と禪林相伴衆

足利義持・義教娘における比丘尼御所が、宗派を問わ

ず、何いかの形で姫町殿の統制、あるいは裁量権下にあ

つたことは伏見宮家姫宮入室經緯の検討から明らかにな

った。武家側の比丘尼御所全体にわたる政策を示す法は

不明であるが、尼寺五山について『極底軒日録』に

表われた記事が手掛りとなる。

(一) 永享八年 (1406年) 七月六日条

御院御成、御廟、比丘尼五山次第、御相伴諸老以聯

判可被母之田被仰出

(二) 永享八年七月十一日条

尼寺位次之證狀懸之御田

(三) 永享八年七月十一日条

列刹新住持并退院之事伺之

右の史料から次の二点が明らかになる。

第一は、比丘尼五山の順位については足利義教が鹿苑院への御成に際して、饗膳に陪席した諸老に連判した証状を作成するよう指図したこと。

第二は、尼寺五山位次の証状が命令から五日後には作成され、義教が通覧していること。

第三は、尼寺五山位次以外に新住持・退院等の規式を定めたこと。

『蔭涼軒日録』には尼寺五山の位次次第が具体的に記されていないが、『康富記』宝徳三年（一四五二）十一月十九日条に「〔 〕寺、〔 〕者景愛寺、通玄寺、檀林寺、護念寺、惠林院此五ヶ寺也」とあり、この記載の順位が証状に記された位次であつたと解される。

次いで、景愛寺を筆頭とする尼寺五山の位次・規式制定以降における尼寺五山諸寺と室町殿との関わり方を『蔭涼軒日録』足利義教期の記載から見ておくことにする。

禪宗系尼寺の組織化は、早速儀礼面に表われた。尼寺五山制定の翌年永享九年（一四三七）一月十六日条に「於殿中御祈祷、五山比丘尼長老御対面之後始之」とあり、永享十年の記載は欠くが以降永享十一年、同十二年、同十三年の一月十六日条には「諸比丘尼長老參賀」等の記

載を見る。この期に、特定された寺格である尼寺五山の長老が、御所へ参賀し、室町殿と対面することが恒例になつたのである。<sup>(20)</sup>

規式の面からは、入院・退院の免許、そして入院に際しての御成が『同記』に見られる。

（K—1）永享十年（一四三八）二月二十七日条

通玄寺退院御免許、新命慶瑞院也

（K—2）永享十年三月十八日条

通玄寺入院、以四月十日伺之

（K—3）永享十年四月十日条

通玄寺入院、御成、煎点、御相伴鹿苑院、等持院也

（L）永享十一年（一四三九）四月十日条

景愛寺入院、御成、煎点、鹿苑院主御相伴

史料（K—1）・（K—2）からは、退院・新住持職の登用・入室日次については、全て室町殿の認可が必要であり、史料（K—3）・（L）からは、新住持入院において饗膳の用意をしたことがわかる。

新年に、五山比丘尼長老との対面儀礼を幕府の年中行事に組み入れたことは、当時の公武の人々に、禪林尼寺の秩序を示す好機となつた一方、入院・退院等における

免許権の掌握は、室町殿が禅林尼寺の統轄を可能にした。ここで、本稿考察とは直接の関係を持たないが、禅林尼寺規式制定への関与が明示されている「御相伴諸老」（史料J—1）とは、室町幕府の管轄下にある禅林の中で、どのように位置づけられた住持寺院の僧侶であるのかについて触れておきたい。

表Ⅲは『蔭涼軒日録』から足利義教期に見える「御相伴衆」・「御相伴長老」・「御相伴諸老」の記載を纏めたものである。

「御相伴衆」の初見は「蔭涼軒日録」起筆年の永享七年（一四三五）九月十日条であり、その日の記事は「御相伴衆」が、足利義教の伊勢神宮参宮無為下向<sup>(2)</sup>の挨拶をするため、室町殿へ参上したことについて録したものである。

初見に記された「御相伴衆」の語句は、室町殿の饗食の席に伺候し、相手となつて饗応を受けた用語とは異なり、この時期、既に制度化された特定の成員からなる集まりを指しているとの理解が可能となろう。制度化した職名として機能している御相伴衆を知る上で興味深い記録は、例年一月二十五日条に見える。

表Ⅲによると恒例・臨時を含め御相伴衆と室町殿との

関係は、御相伴衆の室町殿への参礼が大半を占める中、年始参賀を済ませた月である一月二十五日については、室町殿が御相伴衆を招引し饗応をすることが恒例の行事になつている。

表Ⅲ—12に掲げた永享十二年一月二十五日条には、御相伴衆の具体的な構成員と室町殿の饗応の子細を記す記事がある。

（M）諸長老被参之事謹白之、御対面以後於御会所御相伴衆鹿苑宝山和尚、相国用剛、崇寿竺雲、等持院柏心、等持寺瑞溪被参、御小袖二重、盆一枚、段子一段子一端、杉原十帖被下

室町殿の主催である一月二十五日の行事は、足利義政期においても、『蔭涼軒日録』に記載がみえる。

（N）長禄二年（一四五八）一月二十五日条

於御所御点心、御斎、盤中之具、則粉井方以旧例命信州、調菜向調之、日記見于彼方也、御相伴等持院竺雲、鹿苑瑞溪、崇寿院順溪、相国徐江、等持寺光遠、蔭涼某眞藥參也、御引物御小袖二重、盆一枚、段子一段子一端、杉原十帖各如此也

史料（M）・（N）から次の三点が明らかになる。

表III 『蔭涼軒日録』記載足利義教期御相伴衆

番号	年	月／日	御相伴衆	事項
1	永享 7	9/10	「御相伴衆」	「御相伴衆參上、被賀回駕」
2	永享 7	12/30	「御相伴長老」	「歳末御礼」
3	永享 8	7/6	「御相伴諸老」	「比丘尼五山次第」証状を作成
4	永享 9	1/25	「御相伴衆六員」	「就南御会所御煎点」
5	永享 9	12/30	「御相伴衆」	「歳暮賀礼」
6	永享 10	1/25	「御相伴衆」	「如旧例於御所御煎点」
7	永享 10	12/30	「御相伴衆」	「歳暮参礼」
8	永享 11	1/11	「御相伴衆」	年始参賀
9	永享 11	1/25	「御相伴衆六員」	「於殿中御煎点」
10	永享 11	2/15	「御相伴衆」	「鎌倉持氏自殺雲頂院并御相伴衆参賀」
11	永享 11	12/30	「御相伴衆」	「歳暮参賀」
12	永享 12	1/25	「御相伴衆鹿苑宝山和尚（宝山乾珍） 相国用剛（用剛乾治） 崇寿竺雲（竺雲等連） 等持院柏心（柏心周操） 等持寺瑞溪（瑞溪周鳳）」	「於御会所御点心、御齋」
13	永享 12	3/29	「御相伴衆鹿苑宝山 相国用剛 崇寿竺雲 等持寺瑞溪」	「昨日若公様御馬乗始、有御礼」
14	永享 12	12/29	「御相伴衆」	「歳暮御礼」
15	永享 13	1/12	「御相伴衆」	「御相伴衆之外、海門和尚 景徳寺虎岩西堂被参、無御対面」

16	永享 13	1/14	「御相伴衆鹿苑院宝山 崇寿院用剛 当寺 (相国寺) 長老 瑞溪 等持寺明遠 (明遠俊詰)」	「參賀、即御対面、蓋年始御礼也、等璋藏主依虫腹不被參」
17	永享 13	1/25	鹿苑宝山 崇寿用剛 相国瑞溪 等持寺明遠 「御相伴四員」	「於御会所御点心」
18	嘉吉元	2/22	「御相伴衆鹿苑宝山 崇寿用剛 相国瑞溪 等持寺明遠」	「為改元御禮被參于御所、於御対面所御相看」
19	嘉吉元	4/4	「御相伴衆」	「為御參宮御禮被參、即対面」
20	嘉吉元	5/6	「御相伴衆」	「為前四日關東御禮被參、御対面」
21	嘉吉元	6/21	「御相伴衆」	「來七月五日、於御所御点心、御相伴衆其外諸老可被參之由被仰出」

注 ( ) 内に記載した僧侶名は『相国寺史料』『相国考記』『万年山聯芳錄』『五山禪林宗派図』の史料・資料に基づいた。

第一は、室町殿と御相伴衆の関係は、「一月二十五回」史料 (M) に見える①鹿苑院は相国寺塔頭で足利義満室町殿が御相伴衆を招待し、饗応するが足利家の年中行事として定着しており、両者は職掌柄を越えた緊密な関係にあつたといふ。

第二は、相伴衆構成員の資格については、個人を対象に人選れていふのではなく、特定の禅宗寺院が選定され、その寺院の長老がメンバーになつてゐる。

第三は、足利義教期に判明する御相伴衆の住持寺院は、鹿苑院・相国寺・崇寿院・等持院・等持寺であり、足利義政期にはそれに蔭涼軒が加わつてゐる。

史料 (M) に見える①鹿苑院は相国寺塔頭で足利義満の塔所であり、歴代塔主が鹿苑僧録として五山官寺の僧事を統括した寺であり、②相国寺は足利義満が座禅の道場として創建した寺であり、③崇寿院は相国寺塔頭で、鹿苑院同様相国寺域内にあり、相国寺招請開山夢想疎石の開山塔であり、④等持院・等持寺は足利將軍家の菩提寺として、等持院は將軍家の葬送仏事を當み、等持寺は歴代將軍の追善供養の仏事を修してゐる寺である。

よつて、この時期の御相伴衆の住持寺院は禪林内の位次の順位<sup>(23)</sup>では選定されておらず、足利將軍家所縁の寺で

ある寺院の諸長老から構成されていることがわかる。

以上の検討結果から、「比丘尼五山次第」証状作成に関与した「御相伴諸老」<sup>(24)</sup>とは、足利将軍家と密接不可分の寺である鹿苑院・相国寺・崇寿院・等持院・等持寺の永享八年七月六日現在における諸長老あつたと考えられる。<sup>(25)</sup>

#### 四、入室後のくらし

宮家各姫宮は、幼少期に「御有付」先が決定し、常住の場所となる比丘尼御所に方丈附弟者として入室する。

比丘尼御所内では、喝食、沙彌、比丘尼の通過儀礼を経る中で宗教生活に馴染み、将来の方丈として年中行事の運営・寺領經營<sup>(27)</sup>・御寺修造<sup>(28)</sup>等の対処について習得することが一般的な勤めであつたと考えられる。

但し、表IVに纏めた姫宮が宮家へ入来した記録は、入室後の有様については一様とも言えなかつた事実を物語る。その一端に触れておきたい。

後崇光院が姫宮の宮家滞在入御に際して、時折記す「御請暇」・「請暇」の語句は、中村元氏『廣説仏教語大辞典』には「しんか〔請假〕」の項に「請暇とも書く。

臨済宗ではしんかとよみ、曹洞宗ではこうかとよみ、乞

仮とも書く。暫仮ともいう。禅院で、しばらく暇を請うて外出することをいう。仮は用事を済ますべき月日をかりる、という意」とある。

日記の中では、禅宗寺院以外に入室した姫宮においても、病氣養生を除く、多くは十日を越える宮家滞在の場合に用いられており、姫宮にとつては尼寺の勤めから一旦離れ、宮家姫宮として過ごせる時であることを意味する。但し、請暇については、記載を欠く長期滞在もあり、正確な語意の判断はし難い。

請暇の規式が尼寺毎に存在したか否かは不明であるが、表IVを一覧して気付くのは、各姫宮の宮家への入来頻度・滞在期間の違いである。

その理由としては次の三点が考えられる。

第一は、姫宮達の宮家への精神的距離感の問題である。入来頻度・滞在期間が総じて少ない葆光院姫宮にとつての伏見宮家は、実父葆光院が応永二十四年（一四一七）二月十一日閉眼（『看聞御記』同年同月日条 以降本稿中に記す年月日は『同記』記載に拠る）、以後は葆光院の弟である後崇光院が宮家を相続したことから、実家とはいえ叔父の家であつた。

表IV 伏見宮家姫宮入室以後宮家入来・帰寺年月日一覧表

年 姫宮名	永享 8	永享 9	永享 10	永享 13 嘉吉元	嘉吉 3	嘉吉 4
	月 / 日	月 / 日	月 / 日	月 / 日	月 / 日	月 / 日
篠光院一宮 鳴滝殿智觀	2/16~21 閏5/24	6/9~11	1/17~24 3/17~4/1 (請暇) 8/6~19	1/17 6/2	1/22 3/22~4/3 (請暇)	
篠光院二宮 岡殿真栄	3/30 4/25 7/6 8/29 12/26	1/13 3/21 7/6	1/14 1/23~24 6/14~15 7/6 12/26	1/14 4/3 6/2	3/22~4/2 (請暇) 7/5	
篠光院三宮 智恩寺智久	6/7 8/13	1/17 4/19 12/26	7/19	1/12	1/19~22 7/19 7/22 12/25	11/30
後崇光院一宮 入江殿性惠	1/8 1/16~17 1/18~19 2/16 2/25 3/3 3/5 3/14~26 (請暇) 4/25 5/4 5/13 5/18 閏5/7 6/13 7/7 7/17 7/18~ 19 7/23~8/3 8/7 8/18 ~19 8/29 9/4 9/19~ (請暇) 10/26~29 11/25 12/1~13 12/29	1/8 1/19 2/2 2/25 3/26 4/2~11 (請暇) 6/3 7/5~6 6/13 6/23 ~28 8/2 8/29 9/21~ 22 10/11 11/22~12/1 (請暇) 12/12 12/23 12/30	1/8 1/26~28 2/19~21 3/10 3/18~20 3/22 3/26~ 4/27~29 5/4 6/14~15 7/23~28 8/2 8/12~15 9/17~18 10/17~11/1 11/28~ 12/20 (12/3~20違例)	1/10~11 2/28 (5/28逝去)		
後崇光院三宮 天王寺妙巖院	4/26~6/29					
後崇光院四宮 眞乘寺理延	1/10 3/16~4/14 (請暇) 5/18~閏5/26 (請暇) 6/6 7/18~8/12 8/29~9/11 11/25	1/10 1/16~2/12 (請暇) 3/22~4/13 4/25~28 6/13~25 7/23~8/12 8/25~11/16 12/23	1/10~2/6 3/6 3/29~4/8 5/12~26 7/19~8/17 9/7~8 10/19~12/26	1/10 1/21~ (請暇) 4/11 ~6/5 (請暇)	1/11~2/24 (請暇 2/9~16 石山寺參籠) 3/23~4/11 (請暇) 4/14 5/1 7/8 7/18~8/16 (請暇) 10/5~ 10 10/20 10/28~11/22 (請暇) 12/8	
後崇光院七宮 岡殿	~1/4 2/25~3/12 ~4/14 (請暇) 4/25 7/6 8/29~ 9/12	1/13 3/20~4/14 (請暇) 6/14~17 7/6 7/26~8/12 10/8 12/26	1/14 1/23~24 1/27~29 3/21~4/2 (請暇) 4/19~ 5/21 (請暇) 6/14~15 7/6 9/4~27 (請暇) 11/19 12/26	1/14 2/29~5/13 (請暇 4/8~違例)	1/26~2/10 5/6~18 (請暇) 7/22~8/22 (請暇) 9/19 10/9~10 11/4~12/2 (請 暇) 12/26	
後崇光院八宮 疊華院					1/16~2/13 3/3~4/13 7~8 7/23~ (請暇) 12/13	

證院（永享四年五月九日条）には戻らず、伏見宮家女房の役割を果たしつ姫宮三人の生育にあたるが、永享四年（一四三二）五月九日足利義教姫君養育のため退出する。

よつて、この年以降は宮家に入御しても母の局はない。

第二は、入室尼寺と宮家との地理的距離である。

そのことは、入江殿入室後崇光院一宮と、天王寺妙巖

院入室後崇光院三宮の姉妹に明確に見受けられる。

伏見宮家は、京都洛外伏見の地から永享七年（一四三

五）十二月十九日一條東洞院内裏近所の新造御所に移徙する。相国寺近所にある入江殿<sup>(29)</sup>は、伏見宮家とは至近距離になり、永享八年（一四三六）以降から入江殿性恵の宮家入来頻度は増加する。

一方、後崇光院三宮は、入室尼寺の所在が摂津天王寺であり、入来回数は、日記記載年間中二回を見るのみである。

第三は、尼寺の経営力・組織力の差異を指摘できる。

宮家八人の姫宮のうち、室町殿が方丈の任免権を有した尼寺五山筆頭景愛寺子院眞乗寺に入室した後崇光院四宮の場合が顕著な事例となる。

眞乗寺に入室した四宮理延は、嘉吉三年（一四四三）

四月十三日眞乗寺方丈になる。その三ヶ月後の七月十八日条に「眞乗寺入來、御請暇也」、八月十六日条に「眞乘寺殿被帰、數日請暇也」とあり、更に約二ヶ月後の十月二十八日条に「眞乗寺殿請暇入來」、十一月二十二日条に「眞乗寺殿被帰」の記載が見える。

新方丈に任免された年、二度にわたり請暇と称して寺を留守に出来ることは、方丈不在にあつても眞乗寺は、寺院経営に支障をきたす事態は起りにくく体制が整えられていたことを意味する。

又、比丘尼御所は、民衆寺院としての存在ではないことから、経営基盤は荘園からの年貢・公事である。武家と密接な関係にある比丘尼御所ほど御寺修造・年貢未進・臨時天役等の対処は、室町殿の力で対応できたと考えられる。

おわりに

この時期、室町殿が比丘尼御所方丈附弟者の入室免許・禪林比丘尼御所新住持入院・退院等に裁量権を有したことは明瞭である。

武家側がこれら的事を可能にした要因として次の二点が考えられる。

第一点として、禅林比丘尼御所と室町殿をつなぐ要となつた鹿苑院主の存在を指摘できる。

『蔭涼軒日録』永享七年（一四三五）八月十三日条には、禅林比丘尼御所と鹿苑院主が足利義持期においても緊密な関係であったことが窺える記事がある。

（O）眞乘寺比丘尼喝食剃髪之事、被訊先例、蓋通玄寺曇花院并大聖寺比丘尼喝食、則鄂隱和尚、就其所而剃髪矣、院主可被追其例也

後崇光院四宮眞乘寺理延は、永享六年四月鹿苑院主宝山乾珍の弟子として受戒した。（史料G—3）

史料（O）は、理延の得度の儀は、足利義持期の鹿苑院主鄂隱和尚<sup>(30)</sup>の例に従い、鹿苑院主が担当すべき旨を記している。

室町殿が任免権を持つ鹿苑院主が、禅林比丘尼御所入室儀礼（史料G—3）・入室後の通過儀礼に師弟としての関係で関与したことは、室町殿の禅林比丘尼御所の統轄を容易にしたと思われる。

第二点としては、比丘尼御所自体の不労体质である。

布教をし、帰依を受ける寺としての生命がないことから、寺院経営は寺領莊園の富に依拠せざるを得ない。寺領相続安堵に最も効力を有したのは、室町殿自筆の御内書で

あり、比丘尼御所側にとつても室町殿との関係強化は必要不可欠であつた。

伏見宮家各姫宮の比丘尼御所入室經緯の検討を通して、この時期の比丘尼御所への室町殿の関わり方の一端を考察してきたが、その結果足利義持期の比丘尼御所入室にあつては、室町殿の承認関与が認められ、義教期になると、入室比丘尼御所の選定・入室免許の権限は、室町殿が掌握する形態になつたと判断できる。

室町殿兄弟両者の、この政策に対する差は何に因つたと考えられようか。

その要因として、検討するには些細な事情に見えるが、両者における女子人數の違いを看過できない。足利義持女子は、史料上二名（父義満女子五名 表II 権門子女入室尼寺一覽表参照）であるのに比し、弟義教女子は、十二年間に十一名を数えることができる。<sup>(31)</sup> 義教には、多数誕生した女子に、相応の「有付」先を確保する必要があつた。將軍家が比丘尼御所入室免許権を保有し、各尼寺の実態を把握できる状況にしておくことで、その案件は対処し得たであろう。

尤も、義教が兄義持以上に、この政策を推進し、免許権を掌握できた背景には、義教が武家では初の、「院大

別當」に補されたことにより、名目上も朝廷・権門寺社へ、より強大な裁量権を有し得たことも考慮に入れねばなるまい。<sup>(32)</sup>

なお、このたびは寺院のうち、権門に属する比丘尼御所と室町殿の裁量権の実態を主眼として考察したため、身分・境遇をまちまちとする不特定多数の世俗と日常的に関わりを持った民衆寺院の有様を紹介し得なかつた。

『看聞御記』記載に見える伏見御領内寺庵は二十余あり、これら寺庵の宗教活動の様相からは、この時期、地下社会が創造しつゝあつた新しい秩序への素地を見い出すこともできる。

左の内容の考察を深め、発表の機会を得たいと思う。

### 註

- (1) 荒川玲子氏「景愛寺の沿革—尼五山研究の一齣—」  
『書陵部紀要』二八号、一九七七年
- (2) 湯之上隆氏「足利氏の女性たちと比丘尼御所」・「遠江国浅羽荘と比丘尼御所」(同著)『日本中世の政治権力と仏教』思文閣出版、二〇〇一年)
- (3) 中井真孝氏「崇光院流と入江殿」(『日本宗教社会史論叢』国書刊行会、一九八二年)
- (4) 大石雅章氏「比丘尼御所と室町幕府—尼五山通玄寺を

中心にして—」(『日本女性史論集5 女性と宗教』吉川弘文館、一九九八年)

(5) 本稿に用いた史料の大略は『看聞御記(上)・(下)』(続群書類從・補遺二)である。よつて、史料に『看聞御記』を用いた場合は、特別な場合を除き『同記』の年月日条を記すのみとした。但し、その他の史料については、典拠を明示した。

(6) 後崇光院七宮は、永享六年十一月岡殿に五歳で入室したが、宮家では御寺に祇候させる御乳人を付けた。(史料H-12) 将軍家にあつても、嘉吉三年四月五日条に「今日聖護院若公御入室、自今当住可有御座云々、御年少之間女房五人かいしやく、御ちの人祇候」と見え、六歳で入室する足利義教若公(同年三月二十三日条)に私的に奉公させる女房・御乳人を付けている。応永期の宮家にあつては、経済的負担を伴う御乳人を付けての入室は避けたかつたと考えられる。応永二十七年六月九日条には「今参今日退出、去年初參、此事依計会扶持不甲斐之間、母來片時可見參之由申、其まゝ逐電了(中略)宮中就闕乏退出之間無力次第也」とあり、宮家経済の困窮状態が窺える。

(7) 足利義教女入江殿入室聖智は、永享五年閏七月二十四日誕生、生後一ヶ月後の八月二十七日入室、永享八年八月十五日に喝食になる。得度は喝食の期間を十一年経た文安四年である。(『建内記』文安四年三月四日条)

(8) 大石雅章氏の前掲註(4)の六十三頁。

(9) 足利義教の将軍職在位期間は、正長二年三月十五日(嘉吉元年六月二十四日の間である。

(10) 嘉吉元年六月二十四日条に「公方討申」の記事が見え、翌二十五日条には「將軍如此大死」の子細が記されている。

(11) 入室日については、永享五年二月二十九日条に「今日

智恩寺御入室坊主相伴給云々」と見える。

(12) 入江殿方丈の書状の内容は、永享六年三月十日条に「入江殿有狀、賀々こ御所、今夜室町殿御參可有御見参考々、眞乘寺殿御入室令治定之由承」と見える。

(13) 当初の入室日次が四月八日であることは、永享六年三月二十八日条に「自入江殿有御文、かゝこ御所眞乘寺御入室事、日次在方卿被尋、來月八日廿日吉日之由勘申云々、可為八日之由、眞乘寺被申、此由公方へも被申了、治定之由承」と見える。

(14) 「上様」については、永享二年十二月二十九日条に「室町殿上蘆局実雅朝臣妹今日叙品宣下也」・同三年六月五日条に「室町殿上蘆局御台之儀歟、上様と可申云々」があり、『看聞御記』中での掲出名は今上蘆・上蘆局・上様・新御台・御台であり、足利義教逝去後は瑞春院。『尊卑分脉』第一篇一四三頁 三條公雅女)

足利義教期の伏見宮家姫宮三人の入室にあつては、後崇光院の叔母にあたる入江殿方丈が、室町殿の意向を受けて取り計らう一方、宮家への申次の任を果たしてきた。しかし、此の度は「上様」が内々に伏見宮家に伝えていた。その理由としては、永享十年九月二十日条に「方丈此間御違例、猶六借御事云々、御不食也」と見え、永享十三年の入江殿方丈は、後崇光院一宮性惠であることから、

日記欠年期間である永享十一年・同十二年に崇光院宮である入江殿方丈が円寂したことによると考えられる。

(15) 入江殿性恵の円寂は、嘉吉元年五月二十八日条に「早旦入江殿危急之由被告、(中略)其後軀事切之由被告、悲泣之外無他、生年廿六歳也」と見える。

(16) 後崇光院四宮を足利義教猶子として眞乘寺に入室させる件については、永享六年三月十四日条・十五日条・二十四日条・二十六日条・四月十九日条に詳細な記事が見える。

(17) 真乘寺は、尼寺五山筆頭景愛寺子院であり、方丈は景愛寺方丈にも任免される寺格である。なお、景愛寺住持職として入寺するための費用の負担が大きかつたことは、荒川玲子氏の前掲註(1)の六十四頁～六十五頁に見える。

(18) 山前庄の返還訴訟は、応永二十六年十月五日条に「山前事、當所僧坊田事広橋ニ申談」が初見であり、返還についてとは、永享二年十一月六日条に「山前庄御内書到来

(中略) 年来愁訴忽開眉時刻到来」と記されている。

(19) 热田社領が宮家御領になることについては、永享五年十二月十二日条に「禁裏勅書並室町殿御内書賜之、热田社領可致知行云々」とあり、年貢については、同年同月十八日条に「土貢四百貫」の記載がある。

(20) 『蔭涼軒日録』寛正二年一月十六日条に「御比丘尼長老參賀」の記載があることは、足利義政期にあつても幕府の年中行事になつていることがわかる。

(21) 足利義教の參宮下向は、永享七年九月九日条に「公方御參宮、今朝下向云々」と見え、翌十日条には「公方へ

御參宮無為之御礼御効進」とあり、伏見宮家においても公方への挨拶をした記事が見える。

(22) 崇寿院については、後小松院が相国寺へ御幸した記事に見える。応永三十一年十月二十九日条に「今日相国寺御幸也（中略）其後諸塔頭入御、鹿苑院、宗寿院（崇寿院）号開山塔」とある。

(23) この時期の禅林の位次は、南禅寺を別格として、五山は天龍寺、相国寺、建仁寺、東福寺、万寿寺であり、十刹は等持寺、臨川寺、聖福寺、安国寺、宝幢寺、禪興寺、眞如寺、広覺寺、妙覺寺、普門寺である。

(24) 「御相伴衆」の記事を纏めた表Ⅲのうち、2・3については「御相伴長老」・「御相伴諸老」として記載されているが、2の歳末御礼は、5・7・11・14では「御相伴衆」と記されており、3の「御相伴諸老」についても「御相伴衆」と同意に用いられていると解釈できる。

(25) 「御相伴衆」の古記録上での初見は、同音異字ではあるが、足利義教南都下向を記す『看聞御記』永享元年九月二十二日条の「自暁下向之人々貴賤往来（中略）長老達御請飯衆拂暁下向」である。なお、禅林長老を南都下向に相伴させている例は、足利義持期にも見え、『同記』応永二十四年八月二十四日条に「室町殿南都下向、暫可有逗留云々、長老達被相伴、相国寺、鹿苑院、勝定院、等持寺、崇寿院五人云々」とある。勝定院については、前掲註(22)の同日条に「絶海国師塔頭勝定院」と見え、相国寺塔頭鹿苑僧錄二代絶海中津の塔頭であることから、相伴衆に選定される寺院の資格を有したといえる。

(26) 比丘尼御所での宗教行事としての年中行事は、入江殿に見える。①涅槃講の記事は永享四年・同八年・同九年・同十三年の各二月十五日条にあり、②淨土三部經談義、③法華經談義については、中井眞孝氏前掲註(3)の三二七頁・「五、入江殿談義と三つの知恩院」に詳述されている。

(27) 寺領經營が方丈に課せられた任務であることは、①鳴滄殿、②天王寺妙嚴院に記事が見える。①については、応永三十一年五月二十八日萩原殿宮である鳴滄殿方丈が円寂後、葆光院一宮の鳴滄殿智觀が方丈となり寺領を相続する（同年六月八日条）。永享三年八月十六日条に「鳴滄殿御庵參來、是御領事為申談令招請、安芸守久綱寺領如我物管領、任雅意之間、寺家之式散々窮困過法之由方丈歎奉之間、久綱御代官召放、其間事為申談參來、丹波一所、攝津國一所、播磨（播磨）二ヶ所、越前一所、已上四ヶ所改替了」と見え、鳴滄殿が寺領經營改善のため、新代官補任について後崇光院の協力を求めている。②に関しては、後崇光院三宮の天王寺妙嚴院比丘尼御所が御内書による寺領安堵の御礼を室町殿へするため上洛（永享八年四月二十日・二十二日・二十三日・二十四日・二十六日各条）、二十七日条には御見参の記事が見える。「御比丘尼入江殿へ御参、自其室町殿へ御参、御安堵御礼被申、折紙二千疋、上様へ千疋（中略）公方上様御見参」た比丘尼御所は、室町殿の助成があつた様子が見える。応永二十七年八月三十日条に「岡殿北野南大路ニ御在所

出来御移住云々、本御在所北山荒廢之間、自室町殿被計申  
在所被進云々」とあり、永享五年四月二十六日条には  
「入江殿有御修理（中略）自室町殿三万疋被進、御堂上葺  
修理云々」である。しかし、室町殿の入室関与が全く見  
受けられなかつた鳴滝殿の場合は、永享四年三月六日条  
に「為古所之間破壞也、然而萩原内親王御所之間いたい  
けなる御寺」とあり、同五年五月十五日条に「鳴滝殿入來、  
御領公用事被申談（中略）就御寺修理前代官被仰付云々」  
と見え、方丈が寺領収入の資金で対処していることがわ  
かる。

年三月十二日条に見え、「看聞御記」正長五年閏七月二十  
四日条には「室町殿仕女八人産、皆以女子也」とあり、  
『同記』永享六年九月二十四日・同十年一月二十日各条、  
『建内記』嘉吉元年十月二十三日条にて、その後も、女子  
が誕生したことを確認できる。

(32) 永享四年十一月九日条

〔付記〕

小稿は平成元年四月発足し、現在も学習活動を継続し  
てゐる『看聞御記』研究会における研究報告を纏めたも  
のです。

(29) 入江殿が、相国寺・一條東洞院宮家御所と近距離にあ  
つたことは、応永三十二年八月十四日条に「相国寺鹿苑  
院以下搭頭々々悉炎上云々（中略）今出川以東富小路以北、  
万里小路以西一條以北焼了」とあり、翌十五日条の火事  
見舞の記事に「入江殿、菊弟等近所無為」とあることか  
ら判断できる。

(30) 鄂隱和尚が鹿苑院主であつた時期は、『満濟准后日  
記』応永二十一年六月十一日条に「鄂隱和尚可移住鹿苑  
院由直ニ被仰了」、翌十二日条に「鹿苑院入院」と見え、  
『同記』応永二十五年六月十二日条に「鹿苑院主鄂隱和尚  
逐電」とあることから、室町殿が足利義持の時代である  
ことがわかる。なお、理延の得度の儀は、永享七年八月  
二十七日条に「眞乗寺御喝食、今日有得度、鹿苑院主眞  
乗寺へ参、有其儀云々、御布施千疋自是進」とあり、史料  
(O) の記載が裏づけられる。

(31) 足利義教女子誕生の初出は、『満濟准后日記』正長二

教授の御好意により、当会での研究は、古文書研究会  
で報告の機会が与えられました一方、先生には絶えず研  
究継続・発表への励ましを頂きました。  
先生の御冥福をお祈りいたしますとともに、これまで  
の学恩に深く感謝し御札を申し上げます。

なお、本稿作成にあたつては、慶應義塾大学中島圭一  
助教授に懇切な御指導を頂きました。

又、眞乗寺入室後崇光院四宮の戒師宝山乾珍については、  
早稲田大学瀬野精一郎名譽教授から史料の提供を賜わり

ました。両氏の御好意に感謝し御札を申し上げます。